

被災者生活支援情報

被災宅地の復旧について

1. 熊本市宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）

対象者（申請者）

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

対象宅地（用途）

- 戸建住宅
- アパート及びマンション（賃貸・分譲）
- 店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）
- 個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋

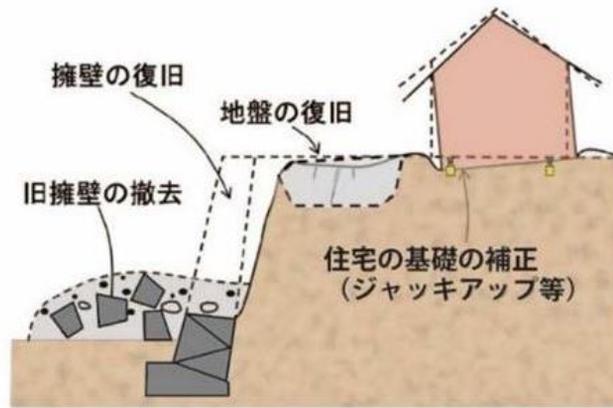
【対象外の用途】

- 住宅となる家屋がない倉庫・納屋
- 工場
- 事業用倉庫
- 社宅
- 店舗、事務所（併用住宅の店舗（事務所）の用に供する部分）
- 等

対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事
(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事)
- (3) 地盤の復旧工事
(陥没への対応工事)
- (4) 地盤改良工事
(住宅建屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物）下の工事)
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事
(住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事)

- ※ 熊本地震により被災した復旧工事であって、既に工事が完了しているものも含む。
- ※ 補助金の交付申請から1年以内に完了するもの。



対象金額

対象工事の工事費から50万円を控除した額に、2/3を乗じた額。

$$\text{【補助額】} = (\text{【対象工事費】} - 50\text{万円}) \times 2/3$$

対象工事費の上限額は、1,000万円
(補助額上限：633万3千円)

- ※ アパート・マンション等の敷地は、1つの宅地とみなします。
- ※ 対象工事費には、調査および設計費を含みます。

対象工事実績額増加に伴う補助金額の推移



2. 宅地耐震化推進事業

対象工事

避難路等の公共施設等に被害のおそれがある**擁壁の復旧工事等**

【要件】

以下の①～⑤の要件をすべて満たす工事

- ① まだ工事をしていない。
- ② 盛土（擁壁、斜面）の高さが2m以上ある。
- ③ 盛土（擁壁、斜面）の上に家屋が2戸以上ある。
- ④ 盛土（擁壁、斜面）の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある。
- ⑤ 擁壁が壊れている（ひび割れや目地詰めなどの補修工事ではない。）

【注意点】

- ・本事業にて施工を行った擁壁等の構造物は、施設が存続する期間原則として撤去や変更することができません（転売時も）。
- ・本事業にて施工を行った擁壁等の構造物は、宅地所有者にて日常の維持管理をして下さい。また、擁壁が再度被災しても本市による復旧は行いません。

工事費用

公共工事として行うため、対象となる工事に係る自己負担はありません。

【補足】

支障物件の移転（工事の影響範囲にある、カーポート等の工作物や立竹木、階段等の移転）は、対象工事に含まれません。原則として、宅地所有者の負担にて移転してください。

3. 申請窓口・相談窓口

窓口・お問合せ先

● 開発景観課分室

☎ 096-328-2966

土・日祝日を除く 9:00~16:00
(3月及び4月(4月1日を除く)は、土曜日も開設)

補助金の本申請には、あらかじめ予約が必要です。

まずは、開発景観課分室の相談窓口にご相談ください。対象工事の内容等についてご説明します。

※ 相談の際は、**被害状況が分かる写真等**をご持参ください。

ご相談の後、本申請の予約を行います。
(電話による予約は行っておりません。)

